

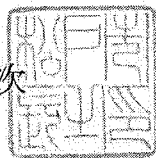


復興大臣 根本 匠 様

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の
生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に
関する法律に規定する「被災者生活支援等施策の推進に関する基本
的な方針（案）」に係る緊急要望

平成25年10月3日

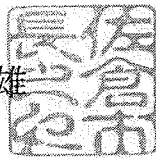
松戸市長 本郷谷 健次



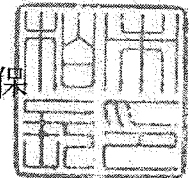
野田市長 根本 崇



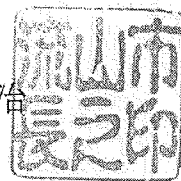
佐倉市長 蔵 和雄



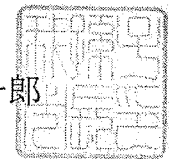
柏市長 秋山 浩保



流山市長 井崎 義治



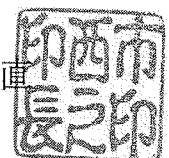
我孫子市長 星野 順一郎



鎌ヶ谷市長 清水 聖士



印西市市長 板倉 正直



白井市長 伊澤 史夫





汚染状況重点調査地域に指定されている千葉県9市は、これまで「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「子ども・被災者支援法」という。）」に基づく支援対象地域への指定のほか、健康管理にかかる実効性のある支援策の実現等を要望してまいりました。

千葉県9市では、政府による今後の基本方針の決定にあたっては、被災者の不安解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とした同法律の理念に則り、福島県以外の地域においても、各種支援施策が住民のニーズに基づいて着実に遂行されるものとするのが重要であると認識しています。

このため、先に示された子ども・被災者支援法に規定する「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」のパブリックコメントにおいても、支援対象地域への指定や健康管理施策の推進等について、千葉県9市それぞれからの意見を提出していますが、千葉県内汚染状況重点調査地域の住民等が、現在から将来に亘って、放射能による健康や生活上の不安を持つことなく安心して暮らしていけるよう、改めて千葉県9市長の連名により下記事項について緊急かつ強く要望します。

記

- 1 子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策は、基本方針（案）において支援対象地域として示された市町村以外の地域においても、東京電力福島第一原子力発電所事故による環境汚染の実態及



び住民の不安に照らして、広く適用されるものとする事

- 2 特に、子ども・被災者支援法に基づく健康管理並びに医療施策に関する支援は、汚染状況重点調査地域においても、子ども及び妊婦に対して特別な配慮がされた施策として推進すること
- 3 上記施策の検討にあたっては、広く被災者等の意見を反映するとともに、その過程を透明性の高いものとする事
- 4 子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策に係る費用は、全額国が負担すること